

平成20年度

高齢社会対策

1 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策を、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、調査研究等の推進の各分野にわたり着実に実施する。

一般会計予算における平成20年度の高齢社会対策の関係予算は、14兆1,295億円であり、各分野別では、就業・所得7兆6,684億円、健康・福祉6兆4,035億円、学習・社会参加240億円、生活環境124億円、調査研究等の推進212億円となっている（「高齢社会対策関係予算分野別総括表」参照）。

2 高齢社会対策の推進

平成20年度の主な新規施策を分野別に挙げれば、次のとおりである。

(1) 就業・所得

- ・ 地域における関係機関の連携の下、事業主団体等を通じ、傘下の求人事業主や定年退職者等を対象として、キャリア・コンサルティングセミナーや、就職面接会の開催等、地域の団塊世代の高齢者に対する再就職支援を行う地域団塊世代雇用支援事業を実施する。
- ・ 新たに「教育、子育て、介護、環境」の分野を重点にシルバー人材センターと地方公共団体が共同して企画提案した事業を支援するほか、高齢者の知識・経験を活かすためのワークショップ事業の開催、企業等とのマッチングを行う「シニア労働力活用事業」を実施する。
- ・ 新現役（大企業の退職者及び近く退職を控える層）の有する技術・ノウハウ等を、中小企業や地域に活かすとともに、我が国として

守るべき技術の海外流出を防ぐために、潮流1：大企業から中小企業へ、潮流2：大都市から地方へ、潮流3：海外から国内へとその活躍の舞台を変えることにより、やりがい・生きがいを見出すことができる新たなシニア人材（新現役）の潮流を作り出す。

- ・ 我が国を代表する社会的影響力のある企業（モデル企業）を選定し、モデル企業における仕事と生活の調和の実現に向けた取組の状況や成果についての周知を行うとともに、都道府県ごとに設置した「仕事と生活の調和推進会議」の開催を通じた地域ごとの取組を推進すること等により、仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図る。
- ・ 平成20年4月から施行される「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」（平成19年法律第72号）の着実な施行に努めるとともに、パートタイム労働者の均衡待遇に取り組む事業主や中小企業事業主団体への支援を図るため助成金を支給する。

(2) 健康・福祉

- ・ 「介護サービス情報の公表」制度については、既に公表している訪問介護、介護福祉施設サービスなど12サービスに加え、順次サービスを追加していく予定としており、平成20年度には認知症対応型通所介護、介護予防訪問介護など18サービスの公表を追加したところである。
- ・ 平成18年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号。以下「健康保険法等改正法」という。）により、75歳以上の後期高齢者については、20年

4月に独立した医療制度である後期高齢者医療制度を創設し、また、65歳から74歳までの前期高齢者については、国民健康保険、被用者保険間の財政負担の不均衡を是正するための財政調整制度を創設することとされた。

- ・ 平成20年4月の新たな高齢者医療制度の創設にあわせて、70歳から74歳までの高齢者の患者負担について現行の1割から2割に引き上げる。
- ・ 都道府県及び国において、生活習慣病対策や長期入院の是正など、中長期的な医療費適正化に計画的に取り組むとともに、40歳以上の加入者に対する糖尿病等の生活習慣病に着目した健康診査・保健指導の実施を保険者に義務付けるなど、予防の強化を図る。

(3) 学習・社会参加

- ・ 近年、地域において社会参加意欲がありながら、情報やきっかけがないために実際には活動する場を得ることが困難な状況もあることから、高齢者が自らその能力を発揮し、生きがいを持ちつつ生活への意欲を高めていく環境づくりとして、「元気高齢者支援対策事業」を創設したところである。
- ・ 高齢者や団塊世代等が、これまで職業や学習を通じて培った経験をいかして、学校や地域社会で活躍できるよう、「教育サポーター」制度を、国が示す標準的なモデルを踏まえて試行的に導入する。
- ・ 平成20年度から29年度までの字幕放送と解説放送の普及目標を定めた行政指針の実現に

向けて、字幕番組、解説番組等の制作に対する助成を行うなどにより、各放送局の自主的な取組を促す。

(4) 生活環境

- ・ 急速に高齢化が進む都市部の大規模団地を含む地域において、建替等に伴い発生する敷地や団地内の空き施設を利用して、福祉施設等を誘致し、介護サービス拠点の整備を促進するとともに、高齢者向け賃貸住宅の供給を促進することにより、地域における高齢者の居住の安定を図る、安心住空間創出プロジェクトを実施する。
- ・ 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」と、平成20年度から創設される「都市公園バリアフリー化緊急支援事業」の活用によって、より一層の都市公園のバリアフリー化を推進する。

(5) 調査研究等の推進

- ・ 高齢者等を含めた誰もがICT (Information & Communications Technology) を容易に利用できる環境の整備を推進するための調査研究を実施する。

第2

分野別の高齢社会対策

1 就業・所得

(1) 高齢者の雇用・就業の機会の確保

ア 知識、経験を活用した65歳までの雇用の確保

平成18年4月より、事業主に対し、65歳までの段階的な定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置（以下「高年齢者雇用確保措置」という。）を講じることを義務付けた「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第103号。以下「改正高年齢者雇用安定法」という。）が施行され、19年4月からは高年齢者雇用確保措置の義務化年齢が63歳に引き上げられた。このため、少なくとも63歳までの高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対し、適切に指導・助言を行い、なお改善が見られない事業主については勧告を行う。

こうした指導・助言等に際しては、都道府県高年齢者雇用開発協会との連携を強化し、高年齢者雇用アドバイザーによる効果的な相談・助言を行う。

さらに、平成20年度から、65歳までの高年齢者雇用確保措置の導入その他雇用環境の整備に係る相談・指導等を行う事業主団体、65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止又は希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入を行う中小企業事業主及び70歳以上まで働くことができる新たな職域を開拓するモデル的な取組を行う事業主に対して定年引上げ等奨励金を支給することにより、65歳までの雇用機会の確保及び「70歳まで働ける企業」の普及促進を図る。

公務部門における高齢者雇用については、再任用制度の活用を基本とし、平成19年度から再

任用の上限年齢が63歳に引き上げられたことを踏まえ、その推進を図る。

イ 中高年齢者の再就職の援助・促進

事業主に対し、「定年」、「解雇」又は「継続雇用制度の定めるところによる退職」により離職することとなっている中高年齢者（以下「高年齢離職予定者」という。）に対し再就職援助措置を講ずる努力義務があること、そのうち「事業主都合の解雇等」又は「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかったこと」により離職する高年齢離職予定者が希望した場合に、事業主はその職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項や再就職援助措置を記載した書面（以下「求職活動支援書」という。）を作成・交付する義務があることについて、周知・啓発を行うとともに、高年齢離職予定者が希望したにもかかわらず、求職活動支援書を作成しない事業主に対して指導等を行う。

また、高年齢者が自己の能力に関する認識を深めるとともに、高齢期においても希望と能力に応じて多様な働き方を選択し、その実現に向けて必要なキャリア・技能の向上を図っていくため、高齢期雇用就業支援コーナーにおいて、職業生活設計に関する相談やセミナー等を実施しているが、平成20年度においては、利用ニーズに対応した業務の見直しを行った上で、個別相談等の効果的実施、セミナー等の充実を図る。

また、試行雇用が必要な中高年求職者に対しては、適切に中高年齢者試行雇用事業を実施する。

さらに、地方公共団体と協同して、高年齢者職業相談室を地方公共団体の庁舎施設内等に設

置・運営し、高齢者を対象として、地方公共団体が行う生活相談との密接な連携を図りつつ、職業相談、職業紹介や、求人者に対する雇用相談等を行う。

このほか、事業主団体と公共職業安定機関との協力の下、技能講習、合同面接会等を一体的に行うシニアワークプログラム事業を実施している。

平成20年度から、地域における関係機関の連携の下、事業主団体等を通じ、傘下の求人事業主や定年退職者等を対象として、キャリア・コンサルティングセミナーや、就職面接会の開催等、地域の団塊世代の高齢者に対する再就職支援を行う地域団塊世代雇用支援事業を実施する。

ウ 多様な形態による雇用・就業機会の確保

高齢者の多様な就業ニーズに対応し、高齢者が生きがいを持って地域社会で生活できるようにするため、定年退職後等において、臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する者に対し、意欲や能力に応じた就業機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センター事業について、平成20年度より新たに「教育、子育て、介護、環境」の分野を重点にシルバー人材センターと地方公共団体が共同して企画提案した事業を支援するほか、高齢者の知識・経験を活かすためのワークショップ事業の開催、企業等とのマッチングを行う「シニア労働力活用事業」を実施する。

新現役（大企業の退職者及び近く退職を控える層）の有する技術・ノウハウ等を、中小企業や地域に活かすとともに、我が国として守るべき技術の海外流出を防ぐために、潮流1：大企業から中小企業へ、潮流2：大都市から地方へ、潮流3：海外から国内へとその活躍の舞台

を変えることにより、やりがい・生きがいを見出すことができる新たなシニア人材（新現役）の潮流を作り出す。

エ 起業の支援

45歳以上の高齢者等3人以上が共同して事業を開始し、労働者を雇い入れ、継続的な雇用・就業の機会を創出する場合に、当該事業の開始に要した経費の一部を助成することにより、自らの職業経験等を活かして起業しようとする高齢者等を支援する。

オ 年齢にかかわらず働く社会の実現に向けた取組

「雇用対策法」（昭和41年法律第132号）第10条に基づき、労働者の一人一人により均等な働く機会が与えられるよう、引き続き、労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化の徹底を図るべく、指導等を行う。

さらに平成20年度においても、「70歳まで働ける企業」推進プロジェクトとして、先進的企業の取組内容等を各地域で開催するシンポジウムやセミナーで紹介し、70歳雇用支援アドバイザーによる人事処遇制度等の見直しに対する個別相談・援助を実施するとともに、各地域の事業主団体等に委託し、70歳までの一層の雇用に向けた取組、確保措置の円滑な実施及びその充実を図るための取組を一体的に行うことで、意欲と能力がある限り70歳まで働ける雇用機会の確保に向けた環境整備等を進める。

(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮

ア 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発

「職業能力開発促進法」（昭和44年法律第64号）及び同法に基づく「職業能力開発基本計画」

の策定により、経済社会の活力の維持・向上の観点等から、雇用労働者のみならず、ニート状態にある者、出産・育児等により職業キャリアを中断している者、職業生活からの引退過程にある高齢者等、職業キャリアの準備期、発展期及び円熟期の各段階に応じた職業キャリア形成支援政策を引き続き進めていく。

特に、今後の人口減少社会において、高い就業意欲を有する高齢者の活躍の場を広げることが重要な課題であり、これら高齢者のもつ多様な経験と熟練した技能を中小企業等への技能継承支援に活用している。

平成20年度においても、引き続き団塊世代を始めとした熟練技能者の積極的な活用を図ることとしている。

イ ゆとりある職業生活の実現等

仕事と生活の調和推進のため、事業主等が労働時間等の設定の改善について適切に対処するための事項を定めた「労働時間等設定改善指針」（通称：「労働時間等見直しガイドライン」）について、平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ、その趣旨を盛り込むべく改正したところであり、周知啓発を図る。

また、我が国を代表する社会的影響力のある企業（モデル企業）を選定し、モデル企業における仕事と生活の調和の実現に向けた取組の状況や成果についての周知を行うとともに、都道府県ごとに設置した「仕事と生活の調和推進会議」の開催を通じた地域ごとの取組を推進すること等により、仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図る。

ウ 雇用・就業における女性の能力発揮

男女雇用機会均等の更なる推進を図るため、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）に沿った均等取扱いが徹底されるよう指導等を行うとともに、周知啓発等を実施する。

また、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月閣議決定）等を踏まえ、女性が対等なパートナーとして、男性と共に農林水産業経営及びそれに関連する活動に参画していくことのできる社会の実現に向けた施策を推進する。

エ 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進

（ア）職業生活と家庭生活との両立のための制度の一層の定着促進

平成17年4月から施行されている改正後の内容も含め、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）に基づき、引き続き労働者の仕事と育児・介護との両立を支援する施策を推進する。

（イ）職業生活と家庭生活との両立支援事業

職業生活と家庭生活との両立支援事業として、育児休業・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備、育児、介護等のために退職した者等に対する再就職支援を行う。

オ 多様な勤務形態の環境整備

（ア）多様な働き方を選択できる環境の整備

平成20年4月から施行される「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」（平成19年法律第72号）の着実な施行に努めるとともに、パートタイム労働者の均衡

待遇に取り組む事業主や中小企業事業主団体への支援を図るため助成金を支給する。

(イ) 情報通信を活用した遠隔型勤務形態の開発・普及

テレワークは、高齢者の就業機会の拡大及び高齢者の積極的な社会への参画を促進する有効な働き方と期待されている。

2010年までにテレワーカーを就業者人口の2割とする目標の実現に向けて策定した、「テレワーク人口倍増アクションプラン」(平成19年5月テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定、IT戦略本部了承)の着実・迅速な実施のため、産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」において、セミナーの開催等によるテレワークの普及活動を行う。

また、多くの企業等にテレワークを試行・体験いただく機会の提供や、先進的な技術・高度なネットワーク環境を利用したテレワークシステムの検証及びテレワークによる様々な効果の提示・啓発を行う実証実験や、テレワーク環境整備税制(テレワーク設備導入の際の税制優遇措置)の実施、全国各地での普及啓発セミナーの開催等の取組を推進する。

さらに、テレワーク相談センターでの相談活動や、事業主・労働者等を対象とした「テレワーク・セミナー」の開催等により、テレワークの適正な就業環境の下での普及を図ることとしている。

また、職場や自宅以外での就労を可能にするテレワークセンターの社会実験等を引き続き実施し、テレワークの普及を一層促進する。

また、総務省など複数の省庁で、国家公務員テレワークの一層の推進を図る。

(3) 公的年金制度の安定的運営

ア 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

平成16年6月に成立した、持続可能で安心できる年金制度とするための見直し等を内容とする「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号。以下「平成16年年金改正法」という。)の施行を円滑に行う。

公的年金制度の基本的な考え方や重要性について、国民の理解と合意を得るため、新聞等を活用した広報等を通じて啓発を図る。また、国民年金保険料の未納者に対しては、的確な納付督促を行うとともに所得情報を活用した免除等申請の勧奨や、強制徴収の着実実施などの収納対策を適正に実施する。

基礎年金の国庫負担割合については、平成16年年金改正法附則の規定(国庫負担割合を2分の1に引き上げる年度については、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、21年度までの間のいずれかの年度を定める)を踏まえ、国庫負担割合2分の1への引上げを実現すべく努力する。

イ 個人のライフスタイルの選択に中立的な公的年金制度の構築

平成16年年金改正法においては、多様な生き方、働き方に対応した制度とする観点からも改正を行ったところであり、平成20年度に施行される改正内容としては、第3号被保険者期間の厚生年金の分割(20年4月施行)があり、これが円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。

ウ 公的年金制度の一元化の推進

「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」(平成18年4月閣議決定)及び「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」(平成18年12月政府・与党合意)に基づき、

被用者年金制度の一元化を図るべく「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出した。現在継続審議とされているところ。

また、「公的年金制度の一元化の推進について」（平成13年3月閣議決定）にのっとりて成立した「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第130号）及び「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第132号）に基づき、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の財政単位の一元化を着実に実施する。

エ 社会保険庁改革の推進と年金記録問題への対応

社会保険庁改革については、引き続き業務改革を進めるとともに、平成22年1月に社会保険庁を廃止し、新たに「日本年金機構」を設立するための準備を鋭意進める。

また、年金記録問題については、平成20年4月及び5月にすべての年金受給者に、同年6月から10月までにすべての現役加入者に「ねんきん特別便」をお送りして、お一人お一人に自身の記録に漏れがないか等を確認していただくとともに、氏名が旧姓のままであった等、想定される名寄せができなかった要因等に応じた様々な方法により、未統合の記録の解明・統合作業を行うなど、引き続き着実な対応を進めることとしている。

（4）自助努力による高齢期の所得確保への支援

ア 企業年金制度等の整備

今後も国民の老後の所得確保の一層の安定と充実が図られるよう、厚生年金基金、確定給付企業年金や確定拠出年金等の普及を図る。

イ 退職金制度の改善

退職金の未払を防止するため社外積立型の退職金制度を導入する等の改善を促進するとともに、中小企業が退職金制度を導入するのを支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進等の施策を推進する。

ウ 高齢期に備える資産形成等の促進

自助努力による高齢期に備える資産形成を促進するため、勤労者財産形成貯蓄制度の普及を図り、勤労者の計画的な財産形成を促進する。

2 健康・福祉

（1）健康づくりの総合的推進

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

平成12年から、9分野70項目の目標を掲げた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進しており、14年には、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、「健康増進法」（平成14年法律第103号）が制定され、15年5月に施行された。

また、平成19年には「健康日本21」中間評価報告書が公表され、この中間評価の結果を踏まえ、生活習慣病対策の一層の推進を図る。

平成19年4月に取りまとめられた「新健康フロンティア戦略」を踏まえ、各種施策を引き続き実施していく。

また、壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防を図ることは重要であるため、「老人保健法」の改正により、これまで市町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務づけられない事業（健康教育、健康相談等）については、「健康増進法」に基づく健康増進事業として引き続き市町村において実施する。

食育推進の一環として健康づくりに資する食

生活の実現を図るため、「何を」「どれだけ」食べたらよいかを示した「食事バランスガイド」を多様な媒体等を活用して周知し、集中的・重点的に普及・活用を促進する。

また、「食育推進基本計画」に基づき、家庭、学校・保育所、地域等における食育の推進、食育推進運動の全国展開、生産者と消費者の交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化、食文化の継承のための活動への支援、食品の安全性の情報提供等を実施する。

イ 健康づくり施設の整備等

健康を増進するための民間サービスの振興については、引き続き一定の要件を満たした運動施設及び温泉施設を「運動型健康増進施設」、「温泉利用型健康増進施設」及び「温泉利用プログラム型健康増進施設」として認定する。

さらに、健康づくりを総合的に推進するため、散歩や散策によって健康づくりができるよう歩行者専用道等の整備を図る。

また、自然との触れ合いの中で健康づくりができるよう、そのための機能を備えた水辺空間の整備など、必要な施設等の整備等を推進する。

そのほか、高齢者の健康づくりの場としての森林の利用を推進するため、健康づくりに資する森林の整備を推進するとともに、森林体験活動の場となる実習林や体験施設などの整備等を実施する。

国立公園の主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等において、バリアフリー化を推進するなど、高齢者にも配慮した自然とのふれあいの場の整備を実施する。

ウ 介護予防の推進

日常生活圏域で高齢者の生活の継続性が確保

できるように、既存の老人福祉センター等の改修等、介護予防サービス提供のための拠点整備を行うとともに、要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業を推進する。

介護保険制度改革に伴い創設された新予防給付や介護予防事業（地域支援事業）について、その実施状況や効果に関するデータを収集し、評価分析を行うとともに、介護予防支援や介護予防事業のケアマネジメント等を実施する地域包括支援センター職員等の養成を行う。

（2）介護保険制度の着実な実施

予防重視型システムへの転換、施設入所者の居住費・食費の見直し、新たなサービス体系の確立、サービスの質の向上等を内容とした「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第77号。以下「介護保険法改正法」という。）が18年4月から施行（一部を除く。）されており、引き続きその円滑な施行を図る。

（3）介護サービスの充実

ア 必要な介護サービスの確保

身近な日常生活圏域で介護予防から介護サービスの利用に至るまでの必要なサービス基盤を整備するため、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」により、市町村が地域の実情に合わせて裁量や自主性・創意工夫をいかせるような介護・福祉サービスの基盤整備を支援していく。

イ 介護サービスの質の向上

介護保険制度の運営の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図るため、

平成19年度に引き続き、実務研修及び現任者に対する研修を体系的に実施する。また、地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員に対する指導助言や関係機関との連絡調整等を行い、地域のケアマネジメント機能の向上を図っていく。

さらに、利用者のサービス選択に資するため、平成18年4月から施行した「介護サービス情報の公表」制度については、既に公表している訪問介護、介護福祉施設サービスなど12サービスに加え、順次サービスを追加していく予定としており、20年度には認知症対応型通所介護、介護予防訪問介護など18サービスの公表を追加したところである。また、21年度以降に公表を開始するサービスについての検討を実施することとしている。

ウ 認知症高齢者支援対策の推進

認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援など、地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要であることから、主治医等を中心とした早期診断等の地域医療体制の充実、早期段階に対応したサービスの普及、地域における認知症の理解の普及や本人・家族等の支援ネットワークの構築支援、認知症介護の専門職員等に対する研修の充実等、認知症の各ステージに応じた対策を推進してきたところである。また、各都道府県・指定都市における取組に対する支援を引き続き行っていくこととしているが、平成20年度においては、認知症の方々やその家族のニーズに対する適切な対応、認知症介護等の現場における困難事例の解決等に資するため、国内外の認知症ケア実践例及びその効果に関する情報の集積、分析評価、情報発信を行

い、認知症介護の現場における認知症ケアの標準化・高度化を図ることを目的とした取組を新たに行うこととしている。

また、都道府県や指定都市で実施している研修内容の充実を図るとともに、引き続き、全国3か所の「認知症介護研究・研修センター」において、介護技術の共同研究、都道府県や指定都市における認知症介護の専門職員等の育成、資質の向上に引き続き努めていく。

なお、平成17年度から開始した、認知症の正しい知識の普及を図り、認知症の人が尊厳をもって地域で暮らし続けることを支える「地域づくり」を推進していくための広報キャンペーンについては、「認知症サポーター100万人キャラバン」等を始めとする取組が各地域において推進されるよう、必要な支援を行っていく。

(4) 高齢者医療制度の改革

ア 新たな高齢者医療制度の創設

平成18年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」（以下「健康保険法等改正法」という。）により、75歳以上の高齢者については、20年4月に独立した医療制度である「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」を創設し、また、65歳から74歳の高齢者については、国民健康保険、被用者保険間の財政負担の不均衡を是正するための財政調整制度を創設することとされた。

「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」については、①75歳以上の高齢者の保険料（1割）、現役世代（国民健康保険・被用者保険）からの支援金（約4割）及び公費（約5割）を財源とし、②都道府県単位で全ての市町村が加入する広域連合が運営主体となり、保険料の賦課や給付の決定を行うとともに、保険料の徴収などは市町村が行い、③高額医療費についての

財政支援、保険料未納等に対する貸付・交付など、国・都道府県による財政安定化措置を実施すること等を内容としている。

また、65歳から74歳までの高齢者に係る財政調整制度については、65歳から74歳までの高齢者の給付費及び65歳から74歳の高齢者に係る後期高齢者支援金について、国民健康保険及び被用者保険の加入者数に応じて負担する財政調整を実施することとした。退職者医療制度については廃止することとするが、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として、現行制度を経過措置として存続させることとしている。

なお、平成19年10月に与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて取りまとめられた「高齢者医療の負担のあり方について」を受け、政府においては、①70歳から74歳の医療費自己負担増（1割から2割）を21年3月までに凍結、②新たに保険料を負担することとなる者（被用者保険の被扶養者）の保険料負担について20年9月まで凍結し、10月から21年3月までは9割軽減することとしている。

イ 医療費適正化の総合的な推進

健康保険法等改正法においては、アに述べた新しい高齢者医療制度の創設とともに、医療費適正化の総合的な推進を図るべく、以下のような取組を行うこととしている。

- ① 新たな高齢者医療制度の創設に併せて、70歳から74歳までの高齢者の患者負担について現行の1割から2割に引き上げる。ただし、平成20年4月から21年3月までの間は、1割に据え置くこととしている。
- ② 都道府県及び国において、生活習慣病対策や長期入院の是正など、中長期的な医療費適正化に計画的に取り組むとともに、40歳以上

の加入者に対する糖尿病等の生活習慣病に着目した健康診査・保健指導の実施を保険者に義務付けるなど、予防の強化を図る。

健康保険法等改正法の上記のような内容について、逐次円滑な施行を図る（平成19年度 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況第2章 図2-3-20を参照）。

（5）子育て支援施策の総合的推進

「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月少子化社会対策会議決定）及び「新しい少子化対策について」（平成18年6月少子化社会対策会議決定）に基づき、施策の拡充に努めるとともに「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月少子化社会対策会議決定）等を踏まえた子育て支援対策の総合的な推進を図ることとしている。

3 学習・社会参加

（1）生涯学習社会の形成

ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

（ア）生涯学習の推進体制の整備

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（平成2年法律第71号）や中央教育審議会の答申等に基づき、生涯学習社会の実現に向けた取組を促進するとともに、新たな地域づくりのための施策の企画の提案や、相談対応、地域づくりの取組の全国への普及などを促進する。

（イ）生涯学習の基盤の整備

生涯学習の一層の振興を図るため、開催都道府県との共催により、民間の企業、団体、個人等の参加を得て、生涯学習に関する各種イベント、学習成果の発表、講演会等を集中的に実施する全国生涯学習フェスティバルを開催する。